

留学プログラム中止・延期・途中帰国判断基準

学生の海外派遣、海外留学、海外研修等（以下「海外留学」という。）の実施及び継続の可否については、本判断基準（ガイドライン）に基づき判断し、対応するものとする。

判断基準

学生の海外留学の実施（継続を含む）、中止、延期、途中帰国の判断に当たっては、

- ・海外留学先国（地域）の社会情勢
- ・海外留学先の諸事情
- ・個人事情

等に分けて判断する。

(1) 海外留学先国（地域）の社会情勢

海外留学先国（地域）の社会情勢への対応については、原則として外務省から提供される特定の国又は地域の治安や安全性に関する海外安全情報を基に、総合的に判断し、対応するものとする。

① 外務省の「海外安全情報」の「危険情報」

外務省の「海外安全情報」は、渡航、滞在に当たって特に注意が必要と考えられる国（地域）に発出される情報で、「危険情報」は、当該国の治安情勢やその他の危険要因を総合的に判断し、それぞれの国（地域）に応じた安全対策の目安を知らせるものであり、本情報を基に判断し、対応する。

② 外務省の「海外安全情報」の「感染症危険情報」

外務省の「感染症危険情報」は、新型インフルエンザ等の危険度の高い感染症に関し、渡航、滞在に当たって特に注意が必要と考えられる国（地域）に発出される海外安全情報であり、本情報を基に判断し、対応する。

(2) 海外留学先の諸事情

海外留学先の諸事情への対応については、当該状況を確認のうえ、原則として海外留学を中止又は延期し、途中帰国とする。

- ① 海外留学先での学業継続が不可（学力不足、自然災害の発生、大学の閉鎖等）となった場合
- ② 海外留学先での籍を失った場合（退学処分等）
- ③ 海外留学先で、自然災害、政治情勢の悪化等により生活環境が悪化し、生活継続が困難となった場合
- ④ その他、海外留学先の諸事情により学業継続が困難であると判断した場合

(3) 個人事情

- ① 健康、体調等に関する事情

海外留学に当たっては、学生に「自分の身は自分で守る」との意識を持たせ、健康診断を受ける等、自身で有病疾患の管理を行うよう指導する。

また、海外留学先で病気や怪我により次の事情が発生した場合は、原則として海外留学を中止又は延期し、途中帰国とする。

(ア) 長期の入院治療が必要となった場合

(イ) 透析やリハビリ等、長期の自宅療養が必要となった場合

(ウ) 精神疾患に伴い、医師やカウンセラーの所見のもと、今後の学業継続が困難と判断された場合

(エ) その他、海外留学先の保険事情、衛生環境、医療体制等により、一旦帰国させ、日本での療養が望ましいと判断された場合

②犯罪、事件、事故等に関する事情

犯罪、事件、事故等については、海外留学先国（地域）の法律等に基づき扱われるため、適宜、当該状況を確認のうえ判断し、対応する。

(ア) 刑法規範に触れる犯罪者、並びにテロ等の加害者または被疑者となった場合

(イ) 禁止薬物等の依存症に罹患した場合

(ウ) その他、民事上の事件、事故等の加害者または被害者となった場合

外務省海外安全情報 (危険情報・感染症危険情報)		本学対応の基本方針	具体的事項
レベル1 十分注意し てください	その国・地域への渡航、滞在に 当たって危険を避けていただ くため特別な注意が必要です。	延期もしくは中止を検討 する。特に、隣接する国、 地域が「レベル2」の場合 は、安全情報を総合的に 考慮し、判断する。	<ul style="list-style-type: none"> ・学生への連絡 ・派遣先大学等との間の協議 ・外務省との情報の確認 ・当該学生の父母への連絡 ・状況に伴う学生の一時退避 ・帰国希望の学生の対応
レベル2 不要不急の 渡航は止め てください	その国・地域への不要不急の渡 航は止めてください。渡航する 場合には特別な注意を払うと ともに、十分な安全対策をとっ てください。	中止（途中帰国）とする	<ul style="list-style-type: none"> ・学生全員への帰国指示 ・帰国手段（経路）の確保 ・派遣先大学との調整 ・学生の帰国状況と健康状況の確認 ・当該学生の父母との緊密な連絡
レベル3 渡航は止め てください。 (渡航中 止勧告)	その国・地域への渡航は、どの ような目的であれ止めてくだ さい。(場合によっては、現地に 滞在している日本人の方々に 対して退避の可能性や準備を 促すメッセージを含むことが あります)	中止（途中帰国）とする	<ul style="list-style-type: none"> ・学生全員への帰国指示 ・帰国手段（経路）の確保 ・派遣先大学との調整 ・学生の帰国状況と健康状況の確認 ・当該学生の父母との緊密な連絡
レベル4 退避してく ださい。渡 航は止めて ください (退避勧 告)	その国・地域に滞在している方 は滞在地から、安全な国・地域 へ退避してください。この状況 では、当然のことながら、どの ような目的であれ新たな渡航 は止めてください。	中止（途中帰国）とする	<ul style="list-style-type: none"> ・学生全員への帰国指示 ・帰国手段（経路）の確保 ・派遣先大学との調整 ・学生の帰国状況と健康状況の確認 ・当該学生の父母への緊密な連絡